



法令順守

2020年9月14日研修

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導説明資料より

関係法令等の遵守【参考資料P1】

- 事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業者が、関係法令等を熟知し、法令等に従って適正に事業を行うことが必要。
- 介護保険制度の改正、報酬改定、指定基準の見直し等が行われた場合には、内容を的確に把握し、職員研修を十分行い、適正な事業運営を行うこと。

《主な関係法令》(各法に基づく政省令、告示等を含む。)

- ・介護保険法
- ・老人福祉法
- ・法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・社会福祉法
- ・労働基準法
- ・公益通報者保護法 など

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導説明資料より

指導及び監査（趣旨・類型）【参考資料P5】

1 指導の趣旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求等に関する事項について周知徹底させるために実施。

2 指導及び監査の類型

① 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により実施。

② 報告等

介護サービス事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認。

③ 実地指導

○サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、適正な事業運営が実施されているか確認し、指導等を実施。

○実地指導を行う中で、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合等には、直ちに「監査」に変更して検査を継続実施。

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導説明資料より

指導及び監査（監査の目的・措置）

○行政上の措置に該当する内容であると認められる若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、「実地指導」を「監査」に変更して実施。なお、監査の結果、必要と認められる場合は、次の措置を実施。

①行政上の措置

勧告・命令等

人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示。

指定の取消し・効力停止

指定事業者が介護保険法第77条に定める取消事由のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが可能。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。（法第77条）

②経済上の措置

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還請求（返還金には、市町は40%の加算金を付すことが可能）。

介護支援専門員の資質向上と今後の在り方に関する検討会 (第6回H24・10・10)より

1. 居宅介護支援の基本方針等①

※法…介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

※運営基準…指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚令第38号)

○尊厳の保持

- ・要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスに係る保険給付等に関して必要な事項を定め、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。(法第一条関係)

○自立支援

- ・保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われなければならない。(法第二条関係)
- ・保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。(法第二条関係)
- ・居宅介護支援は、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。(運営基準第一条関係)

○国民の努力及び義務

- ・国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健・医療・福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。(法第四条関係)

○公正・誠実

- ・介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供されるサービス(居宅、地域密着型、施設、介護予防、地域密着型介護予防)が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。(法第69条の34関係)

1. 居宅介護支援の基本方針等②

○適切なサービス提供

- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。(運営基準第一条関係)

○公正中立

- ・指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。(運営基準第一条関係)

○連携

- ・指定居宅介護支援事業者は、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。(運営基準第一条関係)

○医療との連携

- ・保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。(法第二条関係)
- ・指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。(運営基準第十二条関係)

○評価

- ・指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(運営基準第十二条関係)

2. 介護支援専門員・居宅介護支援等

○介護支援専門員の定義

・介護支援専門員とは、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービス（居宅、地域密着型、施設、介護予防、地域密着型介護予防）を利用できるよう市町村、サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。（法第七条第五項関係）

○居宅介護支援の定義・業務

・居宅介護支援とは、居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅要介護者が介護保険施設等への入所を要する場合にあっては、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行うことをいう。（法第八条第二十三項関係）

○介護予防支援の定義・業務

・介護予防支援とは、居宅要支援者が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、地域包括支援センターの職員が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、心身の状況、置かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいう。（法第八条の二第十八項）

3. 「指定居宅介護支援事業者」の業務(運営基準より)①

○内容及び手続の説明及び同意

・指定居宅介護支援に関する運営規定等の説明を行い、利用申込者等の同意や理解を得なければならない。(運営基準第四条関係)

○サービス提供困難時の対応

・利用申込者に対し、適切な指定居宅介護支援の提供が困難な場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介等の措置を講じなければならない。(運営基準第六条関係)

○受給資格等の確認

・指定居宅介護支援の提供を求められた場合、被保険者証により、要介護認定の有無等確かめるものとする。(運営基準第七条関係)

○要介護認定の申請に係る援助

・被保険者の要介護認定に係る申請について、必要な協力又は援助を行わなければならない。(運営基準第八条関係)

○利用料等の受領

・交通費の支払いを受ける場合には、利用者等に対しその費用等について説明し、利用者の同意を得なければならない。(運営基準第十条関係)

○法定代理受領サービスに係る報告

・毎月、市町村(国保連)に対し、居宅サービス計画に法定代理受領サービスとして位置付けたサービスに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しなければならない。(運営基準第十四条第一項関係)

○利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

・利用者から申し出があった場合などは、利用者に対し、直近の居宅サービス計画等の書類を交付しなければならない。(運営基準第十五条関係)

3. 「指定居宅介護支援事業者」の業務(運営基準より)②

○利用者に関する市町村への通知

- ・正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させた場合などは、市町村に通知しなければならない。(運営基準第十六条)

○勤務体制の確保

- ・介護支援専門員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。(運営基準第十九条関係)

○秘密保持

- ・介護支援専門員等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。(運営基準第二十三条関係)
- ・利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかななければならない。(運営基準第二十三条関係)

○居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

- ・居宅サービス計画の作成又は変更に関し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける指示等を行ってはならない。(運営基準第二十五条関係)
- ・特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品等を收受してはならない。(運営基準第二十五条関係)

○苦情処理

- ・利用者等からの苦情に適切に対応し、その内容等を記録しなければならない。(運営基準第二十六条関係)
- ・市町村・国保連の調査等に協力しなければならず、指導・助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。(運営基準第二十六条関係)

○記録の整備

- ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。(運営基準第二十九条関係)
- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存しなければならない(運営基準第二十九条関係)

4. 「介護支援専門員」の職務(運営基準より)①

○サービス提供方法等の説明

・利用者等にサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。(運営基準第十三条二号関係)

○自立した日常生活の支援

・居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活支援のため、心身の状況等に応じ、継続的・計画的にサービス等の利用が行われるようにしなければならない。(運営基準第十三条三号関係)

○居宅サービス計画へのインフォーマルサービスの位置付け

・居宅サービス計画の作成にあたっては、介護保険サービス以外のサービス等も含めて、位置付けるよう努めなければならない。(運営基準第十三条四号関係)

○地域のサービスに関する情報提供

・利用者によるサービスの選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関するサービス内容等の情報を適正に利用者等に対して提供する。(運営基準第十三条五号関係)

○アセスメント(解決すべき課題の把握)

・利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握(アセスメント)をしなければならない。(運営基準第十三条六号関係)

・アセスメントは、居宅を訪問し、利用者等に面接して行わなければならない。(運営基準第十三条七号関係)

○居宅サービス計画の原案作成

・アセスメントの結果等に基づき、最も適切なサービスの組合せについて検討し、提供されるサービスの目標等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。(運営基準第十三条八号関係)

○サービス担当者会議の開催

・サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等の情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。(運営基準第十三条九号関係)

4. 「介護支援専門員」の職務(運営基準より)②

○利用者への説明と同意

- ・居宅サービス計画の原案の内容について、利用者等に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。(運営基準第十三条十号関係)

○モニタリング(居宅サービス計画の実施状況の把握)

- ・居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整を行うものとする。(運営基準第十三条十二号関係)
- ・モニタリングにあたっては、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、面接することにより行わなければならない。(運営基準第十三条十三号関係)

○円滑な居宅生活への移行の援助

- ・介護保険施設等から退院・退所しようとする要介護者から依頼があった場合、居宅における生活へ円滑に移行できるように、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。(運営基準第十三条十七号関係)

○主治医との連携

- ・利用者が、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合等には、主治の医師等の意見を求めなければならない。(運営基準第十三条十八号関係)
- ・居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとする。(運営基準第十三条十九号関係)

○指定介護予防支援事業者との連携

- ・利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者に必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。(運営基準第十三条二十四号関係)

重要事項説明書



契約書



個人情報
使用同意書

Q:「契約書」、「重要事項説明書」、「個人情報使用の同意書」に、説明の順番はある？

A: 契約書は、利用者と居宅介護支援事業者の責任関係を明確化するもので、書面への署名または記名押印をもって各々の責任が生じることとなります。

重要事項説明書は、居宅介護支援とはどのような事業なのか、具体的には何を行うのか、料金体系と利用者負担はいくらかなどが記載されています。

この書類への署名または記名押印が意味するのは「説明を受けました」との事実確認材料にすぎず、署名等により直ちに各々の責任が生じるものではありません。そうすると、重要事項説明は契約の前に行うべきものであることがわかります。

それでは、個人情報使用の同意書はどのタイミングかと言えば、契約が成立して初めて利用者となると考えると、契約後に作成すべき書類と言えるでしょう。

POINT: それぞれの書類には意味があり、説明するのも理にかなった順番がある

Q:同一居宅介護支援事業所内でケアマネジャーの担当が変わる場合、アセスメントからの一連のケアマネジメントが必要？

A:2010年7月30日発出の介護保険最新情報Vol.155「『介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し』に関するご意見への対応について」を見ると、「担当介護支援専門員の変更」に関して、以下の通り例示されています。

介護保険最新情報

契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していること)のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。[略]

つまり、現在担当のケアマネジャーと同行訪問するなど、新しく担当する者が利用者や各サービス担当者との面識を有している場合は軽微な変更が可能のため、居宅サービス計画の変更時は、アセスメントからの一連のケアマネジメントは不要です。

見え消し(修正箇所を線で消し、新たな情報を書き加える方法)により新しく担当する者のケアマネジャーの氏名を記載の上、居宅サービス計画の変更箇所を周知します。

POINT:新しく担当するケアマネジャーが、利用者や各サービス担当者との面識を有しているかが判断の分かれ目

1 居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員関係

項目	意見への対応
1 居宅介護支援	
(1)居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例について	<p>居宅介護サービス計画書(ケアプラン)の記入例については、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「居宅サービス計画書作成の手引」(発行(財)長寿社会開発センター) ・「居宅サービス計画ガイドライン」(発行(福)全国社会福祉協議会) <p>など、市販されている参考書籍が多数発刊されている。また、介護支援専門員の実務研修なども地域において様々な開講され、特にケアマネの資格取得に必修となっている「実務研修」には「居宅サービス計画等の作成」、実務就業後1年未満の者が受講する「実務従事者基礎研修」には「ケアマネジメント点検演習」、さらには一定の実務経験をもとに専門知識の習得を目指す「専門研修」においても事例研究等の研修課程を設けているところであり、これらの活用を図られたい。</p>
(2)居宅サービス計画書の更新の時期の明確化について	<p>居宅サービス計画書の更新(変更)については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福局企画課、以下「基準の解釈通知」という。)の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①モニタリングを行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等に応じて居宅サービスを変更(⑩居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等) ②介護支援専門員は、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など本号に掲げる場合(※)には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする(⑪居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取) <p>と規定しているところである。</p> <p>したがって、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)においても、モニタリングにより利用者の状態(解決すべき課題)に変化が認められる場合や、要介護認定の更新時において、居宅サービス計画書の更新(変更)を求めているところであり、これを周知徹底したい。</p> <p>※基準第13条14 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合 ロ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
(3)緊急入院等におけるモニタリングの例外について	<p>基準の解釈通知の「第二 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 3 運営に関する基準 (7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ③モニタリングの実施」において、「特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い(以下略)」とされている。さらに「特段の事情」とは、「利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すもの」としているところである。従って、入院・入所等利用者の事情により利用者の居宅において面接することができない場合は「特段の事情」に該当し、必ずしも訪問しなければ減算となるものではない。</p> <p>ただし、入院・入所期間中でもモニタリングをしていく必要性はあることから、その後の継続的なモニタリングは必要となるものであり、留意されたい。</p>
(4)「家族旅行」などで、ショートステイを利用する際のサービス担当者会議とモニタリングの取扱について(会議とモニタリングを同時に行うことができるか否かについて)	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38)の第13条に掲げるケアマネジメントの一連のプロセスについては、第1条に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列挙しているものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めていくことが必要となる。</p> <p>しかしながら、より効果的・効率的な支援を実施することが可能な場合は、必ずしも同基準に掲げるプロセスの順序に固執するものではなく、例えば、困難事例への対応に関して、関係機関が集まって、それぞれの機関が把握している情報を共有し、まずは現状の評価を行うという場合について、サービス担当者会議とモニタリングを同時に行うことも考えられる。</p>

<p>2 介護予防支援</p>	
<p>(1) 地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託に関する事務手続きについて</p>	<p>要支援者に係る地域包括支援センターの指定介護予防支援業務の委託の事務手続きについては、「介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について」(平成19年7月23日老振発0723001・老老発0723001、厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)の1(3)において、「介護予防サービス・支援計画書(中略)の作成契約は、利用者及び地域包括支援センターとの間で締結するものであり、地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書作成を指定居宅介護支援事業者(中略)に委託している場合であっても、利用者と委託先の指定居宅介護支援事業者との間で改めて契約を締結する必要はない。」とされているところであり、利用者は地域包括支援センターと委託先の居宅介護支援事業者の両者と契約する必要はないので、ご留意されたい。</p> <p>ただし、利用者、地域包括支援センター、委託先の居宅介護支援事業所の三者の間の役割分担上の混乱を避ける観点から、一定の取り決めを行うことも想定される。</p>
<p>(2) 指定介護予防支援業務の常勤換算方法について</p>	<p>「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企22厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知)の「第二指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「○23指定介護予防支援業務の受託上限」において、「指定居宅介護支援事業者は、(中略)指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるが、当該委託を受けることができる利用者(中略)の数は、常勤換算方法で算定した介護支援専門員1人につき8人を限度とする。(以下略)」とされているところであり、これを周知徹底していく。</p>
<p>(3) 介護予防支援業務における介護予防支援・サービス評価表の記載内容について</p>	<p>介護予防支援業務における介護予防支援・サービス評価表の記載内容については、保険者の自主的な判断により介護予防を推進していく観点から、保険者において個別に最良の様式を定めていることから、個々の評価表において記載される内容にある程度差が生じることは想定されることである。</p> <p>なお、国においては、「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)の「介護予防支援業務に係る関連様式例記載要領」の「4 介護予防サービス・支援評価表」において標準様式を示しているところであり、今後も活用されたい。</p>

3 ケアプランの軽微な変更の内容について(ケアプランの作成)	<p>「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)」(以下、「基準の解釈通知」という。))の「第Ⅱ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の「3 運営に関する基準」の「(7)指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針」の「⑩居宅サービス計画の変更」において、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚令38、以下「基準」という。)の第13条第3号から第11号までに規定されたケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。 なお、「利用者の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。」としているところである。</p>
サービス提供の曜日変更	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
サービス提供の回数変更	<p>同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
利用者の住所変更	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
事業所の名称変更	<p>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
目標期間の延長	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合(ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など)については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	<p>目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	<p>第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
担当介護支援専門員の変更	<p>契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第11号(居宅サービス計画の交付)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>

4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)	基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。
ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性	ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

II 介護報酬

(1) 介護給付費請求書等、介護報酬の請求に係る書面の記入方法について	介護給付費請求書等、介護報酬の請求に係る書面の記入方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)で示しており、また、返戻の理由については、原因が特定できるよう返戻事由別にエラーコードが設けられており、国民健康保険団体連合会からの通知に記載されているところであるが、今後も内容が明快なものとなるように配慮してまいりたい。
(2) 返戻事由別のエラーコードについて	返戻事由別のエラーコードについては、請求誤りの理由を明確にするため、必要最低限のもののみを示すこととしているところであるが、今後もこの考え方にに基づき、適切に運用してまいりたい。

III 要介護認定

(1) 末期がん等により介護サービスの利用について急を要する方の要介護認定について	事務連絡「末期がん等の方への要介護認定等における留意事項について」(平成22年4月30日 厚生労働省老人保健課)により、末期がん等の方の要介護認定については、暫定ケアプランの作成、迅速な要介護認定の実施等の取組を徹底するよう周知したところ。
(2) 自治体間における認定基準の統一化について	全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正な要介護認定を実現するため、認定調査員や主治医等に対して研修会の開催、都道府県、指定都市における実施のための経済的支援、当該研修の充実を図るための研修テキストの作成などを行っているところ。今後とも、認定調査員等の資質向上を図り、適切な要介護認定が行われるよう、研修の充実を図る。